

【注意】登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに1部ずつ申請書の提出が必要です。

※登録番号		記入不要
※狩猟免許		
※損害の賠償		
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無		
※施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の該当者か否の別		
※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別		

  

※整理番号	記入不要
-------	------

  

狩猟者登録申請書		写真貼付 縦3.0cm×横2.4cm 申請前6月以内に撮影 写真
鳥取県知事 平井 伸治 様		写真裏面に氏名および 撮影年月日を記入
令和〇〇年 〇月 〇日		
ふりがな	とっとり たろう	
氏名	鳥取 太郎	
生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇〇日	
住所	郵便番号 680-8570 鳥取市東町1-220 電話番号 0857-26-7978	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定による登録を受けたいので、下記により申請します。		
記		
(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類 (□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類 (番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免許の番号、交付年月日及び所持する免許の種類 (□にレ印を付す。)		
□網猟免許に係る登録	1 網 使用する猟具に○をする	都道府県知事名 鳥取県 知事
□わな猟免許に係る登録	2 わ な	所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許
✓第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	交付年月日 〇年 〇月 〇日 狩猟免許の番号 1第〇〇号
□第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	
(2) 狩猟をする場所		
1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ	
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号第8号又は第9号の該当者であるか否かの別 (該当の□にレ印を付す。)		
□第7号 (許可捕獲等をした者) に該当 □第9号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者) に該当 □第8号 (許可捕獲等に従事した者) に該当 □いずれにも該当しない		
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (□にレ印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、所属している市町村の名称を記載すること。)		
□対象鳥獣捕獲員である。(所属市町村 ) □対象鳥獣捕獲員でない。		

記入不要

いずれにも該当しない場合は記入不要

該当欄にレ印を記入

- ・有害捕獲の許可証を持っている...7号
- ・有害捕獲の従事者証を持っている...8号
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者...9号

※上記以外は、「いずれにも該当しない」にレ印を記入

登録を希望する種類にレ印を記入

該当するものに  
○または✓印を記入

市町村から「対象鳥獣捕獲員である旨の証明書を受けている方は「対象鳥獣捕獲員である。」にレ印を記入

※証明書を受けていない方は、「対象鳥獣捕獲員でない。」にレ印を記入

狩 猟 税 納 付 書

東 部 県 税 務 所 長 様

下記のとおり納付します。

令和〇〇年 〇月 〇日

鳥取市東町1-220

鳥取 太郎

納税義務者 住 所

氏 名

狩猟者登録番号	記入不要	
狩猟免許の種類 (登録を受ける免許を○で囲んでください。)	第一種銃猟免許、網猟免許、わな猟免許、第二種銃猟免許	
狩猟者の登録の区分 (該当する場合は番号を○で囲んでください。)	1 対象鳥獣捕獲員 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 3 許可捕獲等の実施者 (登録の申請前1年以内に許可を受けて許可捕獲等を行った者) 4 許可捕獲等の従事者 (登録の申請前1年以内に許可を受けた者の従事者として許可捕獲等に従事した者)	
免許の種類	税 率 適 用 区 分	
	税 額 ( 円 ) (該当する金額を○で囲んでください。)	
	狩猟者の登録の区分	
	1・2    3・4    左以外	
第一種銃 猟	1号 (1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族 (農林水産業に従事する者を除く。)	8,200    16,500
	2号 ※ 1号に該当する者以外で「狩猟税に関する証明書」(裏面)の証明があるもの	5,500    11,000
網 猟 又 は わ な 猟	3号 (1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族 (農林水産業に従事する者を除く。)	4,100    8,200
	4号 ※ 3号に該当する者以外で「狩猟税に関する証明書」(裏面)の証明があるもの	2,700    5,500
第二種銃 猟	5号 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	2,700    5,500

1 市町村が発行する「対象鳥獣捕獲員の証明書」の提出が必要

2 県猟友会が発行する「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書」の提出が必要

※鳥取県内で有害捕獲に従事している者→ 3または4

3 許可証の写しの提出が必要

4 従事者証の写しの提出が必要

備考

1 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の欄の右欄に掲げる税額の4分の1の額となります。

2 放鳥獣猟区のみに登録を受けている者が受ける県下全域に係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の欄の右欄に掲げる税額の4分の3の額となります。

3 税率適用区分の2号又は4号の適用を受ける場合は、裏面の証明書により市町村長の証明を受けてください。

狩猟税に関する証明書	
住所	
氏名	
上記の者は、年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、	
1	同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの
2	農業、水産業又は林業に従事する同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの
3	県民税の所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するものであることを証明します。
年 月 日	市町村 長 印

税率適用区分が2号, 4号に該当する場合は市町村から証明を受ける。  
(区分6, 7のうち区分2, 4の特例税額の適用を受ける場合も必要)

免許種に応じて銃所持許可証の番号・交付年月日を記入

申請者が加入している  
保険等の内容を記入  
※登録を行う際には、  
狩猟者共済、ハンター  
保険等への加入が必須

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により狩猟免許の効力を停止されたことの有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記載し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無 **有無を記入** 停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

(6) 猟銃又は空気銃の所持に係る許可証の番号及び交付年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に係る登録を受けようとする場合)

第1種銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	第○○○○○○○○○○号 ↑ 11桁の番号	交年月日 ○年 ○月 ○日
	散弾銃 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			
第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	猟銃・空気銃所持許可証番号	第 号	交年月日 年 月 日

(7) 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に関する要件に関する事項

共済事業の被共済者である場合	法人名	対象損害	給付額	被共済期間
損害保険契約の被保険者である場合	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資産保有がある場合	内容			

(8) 職業 (例) 農業

1 専門的・技術的職業従事者	2 管理的職業従事者	3 事務従事者	4 販売従事者	5 農林業作業者	6 漁業作業者	7 探鉱・採石作業者	8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業者	10 単純労働者	11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者
13 分類不能の職業	14 無職										

注1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること((1)の「第2種銃猟免許に係る登録」の口にレ印を付す。)

2 (2)は、該当番号を○で囲むこと。

3 (8)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を○で囲むこと。

4 ※印欄は、記載しないこと。

5 申請者の個人情報は、狩猟にかかる行政事務の手続き等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。また、有害鳥獣捕獲等にかかる市町村での行政事務のため市町村に申請者の個人情報を提供することがあります。

添付書類

- (7)の要件を申請者が備えていることを証する書面
- 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚
- 申請者が対象鳥獣捕獲員である場合にあっては、市町村長がそのことを証する書面
- 申請手数料を納付したことを証する書面

農業・会社員等の職業を記載し、  
該当する業務内容の番号に○をする